

長期収載品の選定療養費について

令和6年9月

霧島杉安病院

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月1日から長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に、選定療養費として自己負担が発生します。

皆様におかれましては、下記の内容についてご理解ならびに御了承いただきますよう、お願いいたします。

【対象となる医薬品】

- ・ 外来患者様の院外処方および院内処方
- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上が経過した先発医薬品（準先発医薬品も含む）
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える先発医薬品

【対象外となる場合】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合
- ・ 在庫状況等などにより、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

【自己負担額について】

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1
※別途、消費税が課税されます。

詳細につきましては、厚生労働省のホームページや、院内に掲示しているポスター等をご参照ください。また、ご不明な点等がある方は、当院医師をはじめ、薬剤師や看護師、その他職員にお問い合わせください。